

ホ 経過的施設入所支援サービス費

(別表)

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		地方公共団体が設置する指定障害児入所施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	入所支援計画が作成されない場合	身体拘束廃止未実施減算	職業指導員を配置している場合(1日につき)	重度障害児支援加算	重度重複障害児加算	強度行動障害児特別支援加算	心理担当職員を配置している場合(1日につき)	看護職員配置加算(Ⅰ)	看護職員配置加算(Ⅱ)	児童指導員等加算(1日につき)	
知的障害児の場合	(1)定員5人以上10人未満	当該施設が単独施設	(285単位)			+16単位				+33単位	+45単位	+46単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +48単位 ロ 児童指導員等の場合 +36単位	
	(2)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(249単位)		+47単位					+33単位	+45単位	+46単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +48単位 ロ 児童指導員等の場合 +36単位	
		(二)当該施設が主たる施設	(514単位)		+16単位									
		(三)当該施設が単独施設	(285単位)		+23単位					+16単位	+22単位	+31単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +32単位 ロ 児童指導員等の場合 +24単位	
	(3)定員11人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(198単位)		+16単位									イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +20単位 ロ 児童指導員等の場合 +14単位
		(二)当該施設が主たる施設	(330単位)		+12単位					+11単位	+15単位	+19単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +14単位 ロ 児童指導員等の場合 +10単位	
		(三)当該施設が単独施設	(261単位)		+9単位					+8単位	+12単位	+13単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +11単位 ロ 児童指導員等の場合 +8単位	
	(4)定員21人以上30人以下		(249単位)		+8単位				+6単位	+9単位	+10単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +9単位 ロ 児童指導員等の場合 +6単位		
	(5)定員31人以上40人以下		(208単位)		+7単位				+5単位	+8単位	+8単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +7単位 ロ 児童指導員等の場合 +5単位		
	(6)定員41人以上50人以下		(186単位)		+6単位				+4単位	+6単位	+6単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +6単位 ロ 児童指導員等の場合 +5単位		
	(7)定員51人以上60人以下		(179単位)		+5単位				+4単位	+5単位	+5単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +6単位 ロ 児童指導員等の場合 +4単位		
	(8)定員61人以上70人以下		(172単位)		+4単位				+3単位	+4単位	+5単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +5単位 ロ 児童指導員等の場合 +4単位		
	(9)定員71人以上80人以下		(165単位)		+4単位				+3単位	+4単位	+4単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +4単位 ロ 児童指導員等の場合 +3単位		
	(10)定員81人以上90人以下		(159単位)		+4単位				+3単位	+4単位	+4単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +4単位 ロ 児童指導員等の場合 +3単位		
	(11)定員91人以上100人以下		(153単位)		+4単位				+3単位	+4単位	+4単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +4単位 ロ 児童指導員等の場合 +3単位		
	(12)定員101人以上110人以下		(152単位)		+4単位				+3単位	+4単位	+4単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +4単位 ロ 児童指導員等の場合 +3単位		
	(13)定員111人以上120人以下		(151単位)		+4単位				+3単位	+4単位	+4単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +4単位 ロ 児童指導員等の場合 +3単位		
	(14)定員121人以上130人以下		(150単位)		+4単位				+3単位	+4単位	+4単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +4単位 ロ 児童指導員等の場合 +3単位		
(15)定員131人以上140人以下		(149単位)		+3単位				+2単位	+3単位	+3単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +4単位 ロ 児童指導員等の場合 +3単位			
(16)定員141人以上150人以下		(148単位)		+3単位				+2単位	+3単位	+3単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +4単位 ロ 児童指導員等の場合 +3単位			
(17)定員151人以上160人以下		(147単位)		+3単位				+2単位	+3単位	+3単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +3単位 ロ 児童指導員等の場合 +2単位			
(18)定員161人以上170人以下		(146単位)		+3単位				+2単位	+3単位	+3単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +3単位 ロ 児童指導員等の場合 +2単位			

□ 自閉症児の場合	(19)定員171人以上180人以下	(144単位)	+3単位	+2単位	+2単位	+3単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +3単位 ロ 児童指導員等の場合 +2単位	
	(20)定員181人以上190人以下	(143単位)	+3単位	+2単位	+2単位	+3単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +3単位 ロ 児童指導員等の場合 +2単位	
	(21)定員191人以上	(142単位)	+3単位	+2単位	+2単位	+2単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +3単位 ロ 児童指導員等の場合 +2単位	
	(1)定員30人以下	(252単位)	+16単位	+8単位	+12単位	+9単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +12単位 ロ 児童指導員等の場合 +9単位	
	(2)定員31人以上40人以下	(230単位)	+12単位	+8単位	+12単位	+9単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +12単位 ロ 児童指導員等の場合 +9単位	
	(3)定員41人以上50人以下	(218単位)	+9単位	+6単位	+10単位	+8単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +11単位 ロ 児童指導員等の場合 +8単位	
	(4)定員51人以上60人以下	(209単位)	+8単位	+5単位	+8単位	+6単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +9単位 ロ 児童指導員等の場合 +6単位	
ハ 盲児の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(335単位)	+95単位	+33単位	+45単位	+46単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +48単位 ロ 児童指導員等の場合 +36単位
		(二)当該施設が単独施設	(266単位)	+16単位	+16単位	+16単位	+16単位	
	(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(244単位)	+47単位	+33単位	+45単位	+46単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +48単位 ロ 児童指導員等の場合 +36単位
		(二)当該施設が単独施設	(266単位)	+16単位	+16単位	+16単位	+16単位	
	(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(244単位)	+47単位	+33単位	+45単位	+46単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +48単位 ロ 児童指導員等の場合 +36単位
		(二)当該施設が主たる施設	(511単位)	+16単位	+16単位	+16単位	+16単位	
		(三)当該施設が単独施設	(266単位)	+16単位	+16単位	+16単位	+16単位	
	(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(186単位)	+31単位	+16単位	+22単位	+31単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +32単位 ロ 児童指導員等の場合 +24単位
		(二)当該施設が主たる施設	(365単位)	+16単位	+16単位	+16単位	+16単位	
		(三)当該施設が単独施設	(242単位)	+16単位	+16単位	+16単位	+16単位	
(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(173単位)	+23単位	+16単位	+22単位	+31単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +32単位 ロ 児童指導員等の場合 +24単位	
	(二)当該施設が主たる施設	(307単位)	+16単位	+16単位	+16単位	+16単位		
	(三)当該施設が単独施設	(242単位)	+16単位	+16単位	+16単位	+16単位		
(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(155単位)	+19単位	+11単位	+15単位	+19単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +20単位 ロ 児童指導員等の場合 +14単位	
	(二)当該施設が主たる施設	(275単位)	+16単位	+16単位	+16単位	+16単位		
	(三)当該施設が単独施設	(234単位)	+16単位	+16単位	+16単位	+16単位		
(7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(146単位)	+16単位	+11単位	+15単位	+19単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +20単位 ロ 児童指導員等の場合 +14単位	
	(二)当該施設が主たる施設	(234単位)	+16単位	+16単位	+16単位	+16単位		
	(三)当該施設が単独施設	(234単位)	+16単位	+16単位	+16単位	+16単位		
(8)定員31人以上35人以下	(一)当該施設が主たる施設	(206単位)	+12単位	+8単位	+12単位	+13単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +14単位 ロ 児童指導員等の場合 +10単位	
	(二)当該施設が単独施設	(206単位)	+12単位	+8単位	+12単位	+13単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +14単位 ロ 児童指導員等の場合 +10単位	
		× 965/1,000	× 70/100					
		減算が適用される月から2月目まで × 70/100 3月以上連続して減算の場合 × 50/100		利用者全員について、1日につき2単位を減算		1日につき+36単位		
				ハ 重度障害児支援加算(Ⅳ) 1日につき+51単位 ニ 重度障害児支援加算(Ⅴ) 1日につき+60単位 *別に定める要件に合致する場合 +4単位				

二 ちうあ見 の場合	(9)定員36人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設 (192単位)	+12単位	+8単位	+12単位	+13単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +14単位
		(二)当該施設が単独施設 (192単位)					ロ 児童指導 員等の場合 +10単位
	(10)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設 (168単位)	+9単位	+6単位	+9単位	+10単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +11単位
		(二)当該施設が単独施設 (168単位)					ロ 児童指導 員等の場合 +8単位
	(11)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設 (162単位)	+8単位	+5単位	+8単位	+8単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +9単位
		(二)当該施設が単独施設 (162単位)					ロ 児童指導 員等の場合 +6単位
	(12)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設 (156単位)	+7単位	+5単位	+7単位	+7単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +7単位
		(二)当該施設が単独施設 (156単位)					ロ 児童指導 員等の場合 +5単位
	(13)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設 (150単位)	+6単位	+4単位	+6単位	+6単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +6単位
		(二)当該施設が単独施設 (150単位)					ロ 児童指導 員等の場合 +5単位
	(14)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設 (145単位)	+5単位	+4単位	+5単位	+5単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +6単位
		(二)当該施設が単独施設 (145単位)					ロ 児童指導 員等の場合 +4単位
	(15)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設 (139単位)	+4単位	+3単位	+4単位	+5単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +5単位
		(二)当該施設が単独施設 (139単位)					ロ 児童指導 員等の場合 +4単位
	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (335単位)	+95単位	+33単位	+45単位	+46単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +48単位
		(二)当該施設が単独施設 (264単位)	+16単位				
	(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (250単位)	+47単位	+33単位	+45単位	+46単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +45単位
		(二)当該施設が単独施設 (264単位)	+16単位				
	(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (250単位)	+47単位	+33単位	+45単位	+46単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +45単位
		(二)当該施設が主たる施設 (508単位)	+16単位				
(三)当該施設が単独施設 (264単位)		+16単位	ロ 児童指導 員等の場合 +36単位				
(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (187単位)	+31単位	+16単位	+22単位	+31単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +32単位	
	(二)当該施設が主たる施設 (363単位)	+16単位					ロ 児童指導 員等の場合 +24単位
	(三)当該施設が単独施設 (241単位)	+16単位					ロ 児童指導 員等の場合 +24単位
(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (174単位)	+23単位	+16単位	+22単位	+31単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +32単位	
	(二)当該施設が主たる施設 (306単位)	+16単位					ロ 児童指導 員等の場合 +24単位
	(三)当該施設が単独施設 (241単位)	+16単位					ロ 児童指導 員等の場合 +24単位
(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (154単位)	+19単位	+11単位	+15単位	+19単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +20単位	
	(二)当該施設が主たる施設 (260単位)	+16単位					ロ 児童指導 員等の場合 +14単位
	(三)当該施設が単独施設 (233単位)	+16単位					ロ 児童指導 員等の場合 +14単位
(7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (147単位)	+16単位	+11単位	+15単位	+19単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +20単位	
	(二)当該施設が主たる施設 (233単位)	+16単位					ロ 児童指導 員等の場合 +14単位
	(三)当該施設が単独施設 (233単位)	+16単位					ロ 児童指導 員等の場合 +14単位
(8)定員31人以上35人以下	(一)当該施設が主たる施設 (205単位)	+12単位	+8単位	+12単位	+13単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +14単位	
	(二)当該施設が単独施設 (205単位)	+12単位					ロ 児童指導 員等の場合 +10単位
(9)定員36人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設 (191単位)	+12単位	+8単位	+12単位	+13単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +14単位	
	(二)当該施設が単独施設 (191単位)	+12単位					ロ 児童指導 員等の場合 +10単位
(10)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設 (167単位)	+9単位	+6単位	+9単位	+10単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +11単位	
	(二)当該施設が単独施設 (167単位)	+9単位					ロ 児童指導 員等の場合 +8単位

ホ 重度障
害児支援
加算(V)
1日につき
+46単位
ヘ 重度障
害児支援
加算(VI)
1日につき
+55単位
*別に定め
る要件に合
致する場合
+4単位

不 肢 体 不 自 由 児 の 場 合	(11)定員51人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設	(161単位)	+8単位	ト 重 度 障 害 児 支 援 加 算 (Ⅶ) 1日につき +63単位	+5単位	+8単位	+8単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +9単位		
		(二)当該施設が単独施設	(161単位)						ロ 児童指導 員等の場合 +6単位		
	(12)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設	(156単位)	+7単位		+5単位	+7単位	+7単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +7単位		
		(二)当該施設が単独施設	(156単位)						ロ 児童指導 員等の場合 +5単位		
	(13)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設	(150単位)	+6単位		+4単位	+6単位	+6単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +6単位		
		(二)当該施設が単独施設	(150単位)						ロ 児童指導 員等の場合 +5単位		
	(14)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設	(144単位)	+5単位		+4単位	+5単位	+5単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +6単位		
		(二)当該施設が単独施設	(144単位)						ロ 児童指導 員等の場合 +4単位		
	(15)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設	(139単位)	+4単位		+3単位	+4単位	+5単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +5単位		
		(二)当該施設が単独施設	(139単位)						ロ 児童指導 員等の場合 +4単位		
不 肢 体 不 自 由 児 の 場 合	(1)定員50人以下	(239単位)		ト 重 度 障 害 児 支 援 加 算 (Ⅶ) 1日につき +63単位	+6単位	+9単位	+9単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +10単位			
	(2)定員51人以上60人以下	(235単位)						+5単位	+8単位	+8単位	ロ 児童指導 員等の場合 +6単位
	(3)定員61人以上70人以下	(230単位)									+5単位
	(4)定員71人以上	(225単位)						+4単位	+6単位	+6単位	

入院・外泊 時加算	イ 入院・外泊時加算(Ⅰ)	(1)定員60人以下	(102単位)
		(2)定員61人以上90人以下	(92単位)
		(3)定員91人以上	(81単位)
	ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ)	(1)定員60人以下	(61単位)
		(2)定員61人以上90人以下	(55単位)
		(3)定員91人以上	(48単位)

× 965/1,000

入院・外泊時加算(Ⅰ)については8日を限度、入院・外泊時加算(Ⅱ)については8を超えた日から82日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定

自活訓練 加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ)	(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 108単位を加算)
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ)	(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 143単位を加算)

入院時特 別支援加 算(月1回を 限度)	イ 90日を超える入院期間が4日未満	(1回につき 180単位を加算)
	ロ 90日を超える入院期間が4日以上	(1回につき 359単位を加算)

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき3単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき2単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき1単位を加算)

地域移行加算
(入所中2回、退所後1回を限度として、160単位を加算)

栄養士配 置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下	(1日につき9単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下	(1日につき7単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下	(1日につき6単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下	(1日につき5単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下	(1日につき4単位を加算)
		(6)定員81人以上90人以下	(1日につき4単位を加算)
		(7)定員91人以上100人以下	(1日につき4単位を加算)
		(8)定員101人以上110人以下	(1日につき3単位を加算)
		(9)定員111人以上120人以下	(1日につき3単位を加算)
		(10)定員121人以上130人以下	(1日につき3単位を加算)
		(11)定員131人以上140人以下	(1日につき2単位を加算)
		(12)定員141人以上150人以下	(1日につき2単位を加算)
		(13)定員151人以上160人以下	(1日につき2単位を加算)
		(14)定員161人以上170人以下	(1日につき2単位を加算)
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下	(1日につき5単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下	(1日につき4単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下	(1日につき3単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下	(1日につき3単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下	(1日につき2単位を加算)
		(6)定員81人以上90人以下	(1日につき2単位を加算)
		(7)定員91人以上100人以下	(1日につき2単位を加算)
		(8)定員101人以上110人以下	(1日につき2単位を加算)
		(9)定員111人以上120人以下	(1日につき2単位を加算)
		(10)定員121人以上130人以下	(1日につき1単位を加算)
		(11)定員131人以上140人以下	(1日につき1単位を加算)
		(12)定員141人以上150人以下	(1日につき1単位を加算)
		(13)定員151人以上160人以下	(1日につき1単位を加算)
		(14)定員161人以上170人以下	(1日につき1単位を加算)

栄養マネジメント加算		(1日につき11単位を加算)	
小規模グループケア加算		(1日につき77単位を加算)	
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×62/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×45/1,000)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×25/1,000)	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十八の90/100)	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 十八の80/100)	
福祉・介護職員処遇改善特別加算		(1月につき 所定単位×8/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可